

彦根市スポーツ・文化交流センター指定管理者
募集要項

彦根市

目次

1	対象施設の概要.....	1
2	指定管理者が行う業務および管理の基準.....	2
3	弓道場に関する業務.....	2
4	指定期間.....	2
5	利用料金制.....	2
6	自主事業の実施および収入・経費.....	3
7	指定管理料および基準価格等に関する事項.....	3
8	応募資格(次の条件を満たす団体に限る。)	4
9	選定に関する事項.....	5
10	提出書類.....	6
11	提出部数.....	8
12	選定方法および選定基準.....	8
13	選考結果の通知.....	8
14	辞退.....	8
15	特記事項.....	8
16	市と指定管理者との責任の分担.....	9
17	その他.....	9
18	申請書類の提出先および問合せ先.....	9

1. 対象施設の概要

(1) 名称

彦根市スポーツ・文化交流センター（以下「交流センター」という。）

(2) 所在地

彦根市小泉町640番地

(3) 設置目的

次のことをコンセプトとして、駅前立地の利点を活かして人と人との集い、地域のにぎわいを創出する「まちなか交流の拠点」とすることをめざす。

- ① 競技スポーツを推進し、競技力の向上を図る施設
- ② 健康づくり・体力づくりを推進する施設
- ③ 誰もが使いやすく楽しむことができ、スポーツを通じて人と人が集う、“まちなか交流の拠点”としての施設
- ④ 勤労者の福祉を増進する施設

(4) 建物概要等

竣工時期	令和4年6月
構造等	鉄筋コンクリート造 鉄骨造 地上3階建
敷地面積	約32,274.66㎡
延床面積	13,850.08㎡

[スポーツ棟]

延床面積	10,249.68㎡
施設内容	メインアリーナ、サブアリーナ、器具庫、トレーニング室、ダンス室、スポーツラウンジ、事務室、託児室、授乳室、清掃員室、選手更衣室、一般利用者更衣室、男女トイレ、多目的トイレ、医務室、役員室、大会本部控室、放送室、遠的場（控室、射場、ギャラリー、矢取道他）、近的場（控室、射場、ギャラリー、矢取道他）、機械室、外部倉庫、防災備蓄倉庫、倉庫他

[まちなか交流棟]

延床面積	3,600.4㎡（共有部分1,145.81㎡を含む）
施設内容	多目的ホール（ホール、ステージ、倉庫、控室）、まちなか交流ラウンジ、男女トイレ、倉庫、機械室、会議室1・2・3、教養文化室、多目的会議室、喫茶コーナー、相談室他

[その他]

施設内容	駐車場（約260台）、駐輪場、交流ストリート、お祭り広場、その他外構 <u>※施設の概要は、別添「参考資料1」のとおり</u>
------	--

(5) 開館時間

午前9時～午後9時30分

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、変更することができる。

(6) 休館日

火曜日 (その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
に当たるときはその翌日)

年末年始 12月29日から翌年1月3日

ただし、指定管理者が必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、変更することができる。なお、災害時等には、臨時で休館する場合がある。

(7) 関係法令等の遵守

地方自治法、地方自治法施行令、個人情報保護に関する法律、スポーツ基本法、労働基準法を含む労働関係法令、建築基準法、彦根市情報公開条例、彦根市行政手続条例、その他交流センターを管理運営するための業務に関連するすべての関係法令

2. 指定管理者が行う業務および管理の基準

指定管理者が行う業務については、次のとおりとするが、その詳細については、「彦根市スポーツ・文化交流センター指定管理者要求水準書」(以下「要求水準書」という。)によるものとする。なお、指定管理者としての業務は、一括して第三者に再委託等はできない。また、業務の一部を再委託する場合は、事前に市に届け出ること。

- (1) 交流センターの運営および維持管理に関すること。
- (2) 交流センターの設置および管理に関する条例第3条に規定される業務に関すること。
- (3) 市の施策としての事業(地域のにぎわい創出等)に対して、積極的に取り組むこと。
- (4) 本施設の効果的な運営に資するための自主事業に関すること。

3. 弓道場に関する業務

弓道場に関する業務については、彦根市弓道連盟に再委託するものとする。なお、再委託業務内容については、要求水準書において示す。また、当該再委託業務にかかる必要経費として、指定管理者から彦根市弓道連盟に対して、1事業年度ごとに3,980,000円を支払うものとする。

4. 指定期間

令和9年4月1日から令和13年3月31日まで(4年間)

5. 利用料金制

交流センターの管理運営に関しては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき利用料金制を採用し、利用料金は指定管理者の収入として収受するものとする。

なお、利用料金は、「彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例」および「彦根市スポーツ・文化交流センターの管理運営に関する規則」で規定する使用料で定められた金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者において設定することができる。

6. 自主事業の実施および収入・経費

前記 2 に掲げる指定管理業務（一般の利用）に支障が生じない範囲で、施設において、指定管理者の責任と費用負担（施設利用時の利用料金を含む）において自主事業を実施することができる。自主事業については、その収入すべてを指定管理者が収納することができる。

ただし、自主事業にかかる経費に指定管理料を充てることはできないものとする。また、自主事業を実施する場合の施設の使用にかかる利用料金については、自主事業から得られる収入および指定管理者の負担により支払うものとし、指定管理者の利用料金収入に計上するものとする。

7. 指定管理料および基準価格等に関する事項

(1) 交流センターの管理運営に係る指定管理料

原則として会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払うが、詳細は指定後に締結する協定で定める。また、本施設の指定管理業務にかかる会計は、指定管理者（構成法人を含む）が行う他の業務の会計とは区分し、独立した口座で管理するものとする。

(2) 基準価格（上限額）

市が支払う指定管理料は、1事業年度ごとに96,325,000円の金額を上限として、年度ごとに指定管理者と協議を行い、各年度協定書において決定するものとする。なお、彦根市弓道連盟に支払う1事業年度ごと3,980,000円については、当該指定管理料に含むものとする。

別紙1「指定管理料の上限額の内訳（参考）」は、あくまでも市が指定管理料の上限額を設定する際の内訳であり、内訳にとらわれることなく提案は可能である。

(3) 消費税

基準価格・提案価格のいずれも消費税(10%)を含むものである。

また、協定の締結および指定管理料については、その時期に応じた消費税率で計算し直した上で締結し、支払うものとする。

(4) 精算について

指定管理料については、原則として精算（余剰金の返還・不足の補填）は行わない。

8. 応募資格(次の条件を満たす団体に限る。)

- (1) 法人その他の団体（以下「法人等」という。）または、複数の法人等により構成されるグループ（以下「共同事業体」という。）とする。
 - (2) 法人等またはその代表者が次の項目に該当しないこと。
 - (ア) 法律行為を行う能力を有しない者
 - (イ) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者
 - (ウ) 破産者で復権を得ない者
 - (エ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。例：同令第 167 条の 11 第 1 項)の規定により本市における一般競争入札等(指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。)の参加を制限されている者
 - (オ) 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者
 - (カ) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者(本市の取消しに限定しない。)
 - (キ) 彦根市および彦根市以外において、辞退により指定管理者(候補者)として不選定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から 5 年を経過しない者
 - (ク) 会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続をしている者
 - (ケ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同条第 6 号に規定する暴力団員
 - (コ) 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、または出資もしくは融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体
 - (サ) 暴力団、暴力団員または暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)に対して、名目のいかに問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体
 - (シ) 主たる目的が宗教活動である団体もしくは本事業の遂行にあたり宗教活動を行う団体(宗教法人法第 2 条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)
 - (ス) 主たる目的が政治活動である団体もしくは本事業の遂行にあたり政治活動を行う団体(政治資金規正法第 3 条第 1 項に規定する政治団体およびこれに類する団体)
 - (セ) 本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者
 - (ソ) 国税および地方税を滞納している者
- (3) 交流センターの管理運営を行う上で人的および物的管理能力がある団体とする。
- (4) 本施設のサービスの向上および業務の効率的な実施を図る上で必要な場合は、共同事業体として応募できるものとし、この場合においては次の次項に留意して応募すること。
 - (ア) 共同事業体で応募する場合は、その名称を設定し、代表する法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該共同事業体の構成員として扱う。なお、代表する

法人等または構成員の変更は認めない。

- (イ) 協定の締結にあたっては、共同事業体の構成員すべてを協定当事者とする。応募後の連絡および選定後の協議は代表する法人等を中心に行うが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うこととする。
- (ウ) 代表する法人等および構成員となる法人等にあつては、前記「(2) 法人等またはその代表者が次の項目に該当しないこと。」(ア) から (ツ) までの項目にすべて該当しないこと。

9. 選定に関する事項

(1) 選定スケジュール

- (ア) 公募の周知および募集要項の配布 令和8年6月26日(金)～8月26日(水)
- (イ) 施設見学会 令和8年7月3日(金)
- (ウ) 募集要項に関する質問の受付 令和8年7月6日(月)～7月16日(木)
- (エ) 質問の回答 令和8年7月24日(金)まで
- (オ) 申請書類の受付 令和8年7月27日(月)～8月26日(水)
- (カ) 選定(書類審査、プレゼンテーション、ヒアリング) 令和8年9月中旬
- (キ) 選定結果の通知および公表 令和8年10月上旬
- (ク) 議会の議決 令和8年12月下旬
- (ケ) 指定管理者との協定締結 令和9年1月上旬
- (コ) 業務引継 令和9年1月上旬～3月31日(水)

(2) 施設見学会の開催

施設見学会を次のとおり開催する。

- (ア) 日時 令和8年7月3日(金) 午後1時30分から
- (イ) 場所 彦根市小泉町640番地 プロシードアリーナHIKONE

※参加を希望する場合は、7月2日(木)午後4時45分までに、参加申込書(様式1)により電子メールで観光文化スポーツ部スポーツ振興課まで申し込むこと。なお参加人数は、申請団体ごとに2人以内とする。

(3) 質問の受付

(ア) 受付期限

令和8年7月16日(木)午後4時45分まで

(イ) 受付方法

質問書(様式2)に記入の上、電子メールで観光文化スポーツ部スポーツ振興課まで送付すること。質問書以外の電話等による質問には個別に回答しません。

(ウ) 質問の回答方法

市のホームページで令和8年7月24日(金)までに公表する。質問者への個別回答は行わない。

(4) 申請書類の受付

(ア) 申請書および添付書類

募集要項および申請に必要な書類の様式等については、観光文化スポーツ部スポーツ振興課窓口での配布および彦根市ホームページからダウンロードにて配布を行う。申請に必要な提出書類については「10 提出書類」のとおりとする。

※ 彦根市ホームページ :https://www.city.hikone.lg.jp/kakuka/kanko_bunka/sports/2_1/5/kanriunei/5/17946.html

(イ) 受付期間

令和8年7月27日(月)から同年8月26日(水) 午後4時45分まで
受付時間は、午前9時から午後4時45分までとする(土曜日、日曜日および休日を除く)。
書類の不足や不備等による再提出についても受付期間内とする。

(ウ) 受付方法

持参に限る。

(エ) 受付場所

〒522-8501

滋賀県彦根市元町4番2号彦根市役所4階 観光文化スポーツ部スポーツ振興課窓口

(5) 指定管理者との協定締結

選定委員会が選定した「指定管理候補者」が議会の議決を経た後、指定管理者として指定するとともに、本協定(基本協定)を締結する。

※本協定(基本協定)については、別添「参考資料5」のとおり

10. 提出書類

(1) 指定申請書(様式3)

(2) 団体概要書(様式4)および応募資格を有していることを証する書類

① 団体であることを証する書類

(ア) 法人格を有している場合

: 法人の登記事項証明書または法人登記簿謄本

(イ) 法人格を有していない場合

: 団体の規約、構成員名簿、団体の活動状況を示している書類(構成員向けの広報紙やお知らせ文書、団体の活動を紹介している新聞記事のコピーなど)、代表者の住民基本台帳記載事項証明書など

(ウ) 共同事業体の場合(様式5、様式6、様式7、様式8)

: 前記①の(ア)(イ)のほか共同事業体構成員届(様式5)、共同事業体協定書の写し(原本認証したもの)(様式6 ※参考)、共同事業体委任状(様式7)、共同事業体連絡先一覧(様式8)

② 団体またはその代表者が次の項目に該当しないことを証する書類

(ア) 法律行為を行う能力を有しない者

- (イ) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有しない者
- (ウ) 破産者で復権を得ない者
前記②の(ア)～(ウ)：申立書(様式9)、代表者の身分証明書(本籍地の市町村で交付されるもの)
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。例：同令第167条の11第1項)の規定により本市における一般競争入札等(指名競争入札は、準用規定により当然含まれる。)の参加を制限されている者
- (オ) 本市が行う建設工事等の請負または物品の購入もしくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者
- (カ) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者(本市の取消しに限定しない。)
- (キ) 彦根市および彦根市以外において、辞退により指定管理者(候補者)として不選定もしくは不指定となったことがある者で、その辞退の日から5年を経過しない者
- (ク) 会社更生法、民事再生法等の規定により更生または再生の手続をしている者
- (ケ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員
- (コ) 暴力団、暴力団員、暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が、役員や職員であり、または出資もしくは融資を行うなど、これらの者が事業活動に相当程度の影響力を有している団体
- (サ) 暴力団、暴力団員または暴力団員の親族(事実上の婚姻関係にある者を含む。)に対して、名目のいかなを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益供与を行っている団体
- (シ) 主たる目的が宗教活動である団体もしくは本事業の遂行にあたり宗教活動を行う団体(宗教法人法第2条に規定する宗教団体およびこれに類する団体)
- (ス) 主たる目的が政治活動である団体もしくは本事業の遂行にあたり政治活動を行う団体(政治資金規正法第3条第1項に規定する政治団体およびこれに類する団体)
前記②の(エ)～(ス)：申立書(様式9)および照会に関する同意書(様式10)
- (セ) 本市における指定管理者の指定において、その公正な手続を妨げる者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合する者
前記②の(セ)：申立書(様式9)
- (ソ) 国税および地方税を滞納している者
前記②の(ソ)：各税の納税証明書等
※各種証明書等については、申請日前の3箇月以内に発行されたものとする。

- (3) 定款の写し(共同事業体による応募の場合は、全ての構成員の定款の写しを提出すること。)
- (4) 管理業務の事業計画書(様式11、様式12、様式13、様式14、様式15)
- (5) 管理業務に係る収支計画書(様式16)

- (6) 団体の経営(運営)状況を説明する書類(書類が存在しない場合は、書類を保有していない申立書(様式17))
 - (ア) 申請日の属する年度の前3事業年度の収支(損益)計算書またはこれらに相当する書類
 - (イ) 申請日の属する年度の前3事業年度の貸借対照表またはこれらに相当する書類
 - (ウ) 申請日の属する年度の前3事業年度の会計監査結果報告書またはこれらに相当する書類
 - (エ) 財産目録またはこれに相当する書類
 - (オ) 申請日の属する事業年度もしくは翌事業年度の収支予算書またはこれらに相当する書類
 - (カ) 労働者災害保障保険や雇用保険等の社会保険に加入していることが分かる書類

11. 提出部数

正本1部、副本15部の計16部

12. 選定方法および選定基準

(1) 選定基準および配点

別紙2「選定基準表」のとおり

(2) 選定方法

選定委員会において書類審査、プレゼンテーションおよび選考委員によるヒアリングを実施し優秀提案者を選定する。なお、プレゼンテーションおよびヒアリングの実施日時等、詳細については別途通知する。

13. 選考結果の通知

応募者全員に文書にて通知する。

14. 辞退

指定申請を行った応募者が申請を辞退する場合は、選定委員会開催の前日までに、観光文化スポーツ部スポーツ振興課まで、指定管理者指定申請辞退届(様式18)を提出するものとする。

また、議会の議決により、指定候補者が指定管理者として指定された日以降に辞退することは、理由のいかんに関わらず認めない。万一、辞退した場合、市が被った損害について賠償することとする。

15. 特記事項

指定管理者は、施設内に彦根市スポーツ協会を事務所として入居させるものとする。

ただし、入居する同協会の業務については、交流センターの管理運営にかかるものではなく、市のスポーツ振興にかかるものとする。

※入居場所については、別添「参考資料1」のとおり

16. 市と指定管理者との責任の分担

市と指定管理者との責任分担は、原則として別紙 3「リスク分担表」に定めるとおりとする。ただし、「リスク分担表」に定める事項で疑義がある場合または定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

17. その他

- (1) この施設に対して複数の申請を行うことはできない。
- (2) 申請に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (3) 提出書類の用紙サイズは極力、A4判縦置き横書きとし、文字の大きさは10.5ポイント以上とする。
- (4) 申請書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、公募や選定に係る公表をする場合やその他本市が必要と判断するときは、市は申請書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (5) 申請内容に、特許権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利を用いる提案があり、これらを用いた結果生じる事象に係る責任は、全て応募者が負うこと。
- (6) 申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。辞退の場合においても同じ。
- (7) 再度の選定について

次の場合は、再度の選定を行うことがある。

- ① 応募がなかった場合
- ② 応募があったものの適切な提案がなく、候補者が選定できない場合
- ③ 選定の結果を通知した後に指定管理者に指定できない次のような事情が生じた場合
 - (ア) 議会において指定議案が否決されたとき。
 - (イ) 指定管理者(候補者)が倒産、解散等の状態になり、団体としての能力や存在をなくしたとき。
 - (ウ) 応募資格がなかったことが判明したとき。
 - (エ) 指定管理者(候補者)が提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
 - (オ) 辞退(ただし、市が真にやむを得ないと認める理由に限る。)

18. 申請書類の提出先および問合せ先

彦根市観光文化スポーツ部スポーツ振興課 担当者：原・渡邊

〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号

電話：0749-22-5955 Fax：0749-23-2660

メールアドレス：taiiku-c@ma.city.hikone.shiga.jp